会社名 大 日 本 印 刷 株 式 会 社 代表者 代表 取 締 役 社 長 北島 義斉 (コード番号 7912 東証プライム市場) 問合せ先 I R・広報本部長 若林 尚樹 (TEL. 03-6735-0124)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	目	2023年7月28日
(2)	処分する株式の種				 当社普通株式 51, 242 株
(2)	類	及	び	数	
(3)	処	分	価	額	1株につき 4,126円
(4)	処	分	総	額	211, 424, 492 円
	処分先及びその人				当社の取締役(社外取締役を除く) 8名 27,366株
(5)	数並びに処分株式				
	\mathcal{O}			数	当社の執行役員 25名 23,876株
(6)	そ	0	Ø	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力
		Ü			発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く)(以下「対象取締役」といいます。)及び執行役員(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2022年6月29日開催の第128期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額3億円以内の金銭債権を支給し、年30万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、一定期間継続して当社の取締役等の地位にあったことを譲渡制限の解除条件とする「在任条件型」と、当該条件に加えて当社取締役会が予め定めた業績条件の達成を譲渡制限の解除条件とする「業績条件型」により構成されます。対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特

に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、諮問委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社は対象取締役等に対して金銭債権合計211,424,492円(以下「本金銭債権」といいます。)を支給し、当社が対象取締役等からその全部の給付を受けることにより対象取締役等に対して普通株式51,242株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等33名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間における譲渡制限

2023年7月28日(以下「本処分期日」という。)から当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これらに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)、対象取締役等は、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする(以下「本譲渡制限」という。)。

(2) 譲渡制限の解除条件

I 在任条件型

対象取締役等が2023年6月29日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間 (以下「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを 条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間の満了時点で本譲渡制限を解除する。

Ⅱ業績条件型

対象取締役等が本役務提供期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、「II業績条件型」の対象とする期間(以下「評価期間」という。)が満了した時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、評価期間における業績条件の達成度に従って、0~100%の間で決まる業績評価係数を乗じて算出される数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、本譲渡制限期間の満了時点で本譲渡制限を解除する。業績条件に係る指標については、2024年3月期を始期とする中期経営計画で定める2026年3月期の営業利益及び2024年3月期から2026年3月期までのROEを採用するものとする。なお、業績数値は算定の対象となる事業年度に係る有価証券報告書に記載された業績数値(有価証券報告書の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関して合理的に計算した結果に基づくものとする。)に基づくものとする。

(3) 本役務提供期間中に退任した場合の取扱い

I 在任条件型

本役務提供期間中に、対象取締役等が死亡その他の正当な事由(対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない。)により当社の取締役又は執行役員の地位を退任(死亡による退任を含む。)した場合には、次のi. に定める数に、次のii. に定める数を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、本譲渡制限期間の満了時点で本譲渡制限を解除する。その他の事由により対象取締役等が退任した場合には、本割当株式の全部につき本譲渡制限を解除しない。

- i. 対象取締役等の退任時点において対象取締役等が保有する本割当株式数
- ii. 本処分期日を含む月から対象取締役等が当社の取締役又は執行役員の地位を退任した日を含む

月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した結果得られる数

Ⅱ業績条件型

対象取締役等が本役務提供期間中に当社の取締役又は執行役員の地位を退任(死亡による退任を含む。) した場合には、本割当株式の全部につき本譲渡制限を解除しない。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、対象取締役等が当該一定の事由に該当した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)に基づく譲渡制限が解除されないことが確定した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、「II 業績条件型」については、業績条件評価確定後に譲渡制限が解除されないことが確定した本割当株式については、業績条件評価確定以降、当社が当然に無償で取得する。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、「I 在任条件型」については、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、「II業績条件型」については、評価期間における業績条件の達成度に従って、0~100%の間で決まる業績評価係数を乗じた数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等効力発生日の前営業日の開始時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第130期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月28日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,126円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上